

補助金調書

補助金名	福岡市歯科医師会保健福祉事業補助金			担当課 (連絡先)	保健医療局健康医療部口腔保健支援センター (TEL 092-711-4396)
交 付 先	団 体	一般社団法人 福岡市歯科医師会	区 分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助目的を達成し得る団体が限定されているため				
補助開始年度	昭和48	年 度	経過年数	53	年 度
補助金の目的 及び 補助対象事業	一般社団法人福岡市歯科医師会が行う事業を支援し、福岡市における歯科公衆衛生の普及向上、市民の健康づくりの推進及び地域歯科医療の充実等を図ることを目的としている。補助対象事業は次に掲げるものとする。 (1)歯科公衆衛生の普及向上に関する事業 (2)市民の健康づくりの推進に関する事業 (3)地域歯科医療の充実に関する事業 (4)口腔衛生相談に関する事業 (5)その他の目的を達成するために必要な事業				
補助金の終期	令和10	年 度	延長回数	3	回
終期を延長する 理由	本事業は、市民全体の健康保持増進に寄与するものであるとともに、本市保健福祉行政を推進するにあたり極めて重要なものである。歯科口腔保健に関する正しい知識を市民に普及啓発し、地域医療の充実を図るためには、今後も引き続き事業の推進が必要である。本事業の実施にあたって、一般社団法人福岡市歯科医師会は、補助目的を達成し得る唯一の団体である。また、現状において、補助制度以外のより効果の高い支出方法はなく、今後も同補助制度により事業の推進に必要な経費を補助することで、事業の効果が十分に期待されるものと判断したため。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 人件費、広報費、謝礼金、旅費・交通費、使用料及び借損料、消耗品費、印刷製本代、通信費、委託費、活動助成金、負担金 補助金額は、補助対象経費のうち、市の予算の範囲内において市長が定める。 (補助事業に要する経費の概ね1/2)			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	(1) 件	1 件	1 件	
	11,900 千円	(11,900) 千円	11,900 千円	11,900 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	(1)SNSなどを活用した啓発事業、歯に関する出前講座、健口コンクール、福岡市民の健康を歯と口から守る集い、海の中道マリンワールドでの啓発イベント、「いい歯、いい歯。」週間行事等 (2)歯科節目健診、妊婦・産婦歯科健診、すこやか(障がい児等)歯科健診、事業所歯科健診の充実。 (3)訪問歯科診療に関する事業、在宅歯科医療ネットワークの充実、在宅歯科医療・在宅口腔ケアに関する啓発。 (4)口腔衛生相談に関する事業 (5)歯科医療従事者等の会議・研修・講習会、医療保険事業の推進及び医療費の適正化に関する事業				
補助金交付 による効果	歯科口腔保健の知識・口腔ケアの重要性についての普及啓発の実施により、福岡市の8020達成者率は54.4%(R4高齢者実態調査)と高い。また、訪問歯科診療や在宅歯科医療・在宅口腔ケアの充実に関する啓発や歯科医療従事者に対する研修等を行い、診療技術の向上を図っている。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。